

総行管第94号
令和2年3月4日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項については、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月26日付総行管第76号）で通知したところですが、これに加え、下記の事項にご留意のうえ、適切な対応を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

また、本件通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 政府は多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請しているが、選挙については、要請対象であるスポーツ、文化イベント等には該当しないこと。
- 2 各選挙管理委員会においては、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを検討すること。
その際、選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用、期日前投票所内の設備の増強を図るとともに、投票所や期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供に努めるなど、混雑対策について十分に留意すること。
なお、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項第6号の事由に該当し、期日前投票を行うことができると解されること。
- 3 新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、投票所や開票所の入口等にアルコール消毒液等を設置し、利用を呼びかけること。また、投票所等の換気に努めること。

その他、各選挙管理委員会においては、持参した筆記具を使用させることなど、選挙の公正確保を前提に、選挙人の不安感を解消できるような工夫について積極的に検討すること。

なお、開票所においては、開票立会人、開票管理者及び事務従事者以外に、参観人がいる場合もあることから、参観人にもマスク着用、咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗い・うがい等呼びかけること。

- 4 対策を講じるに当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）のほか、厚生労働省等のホームページも参照すること。

（参考）新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

（参考）感染症対策への協力チラシ例（内閣官房HP）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- 5 民主主義、国民主権の基礎をなす選挙運動を含む政治活動の自由は、最大限尊重されるべきものと考えられることから、公職の候補者や政党がどのような選挙運動を行うかについては、政府の国内感染予防策などを踏まえた上で、それぞれの公職の候補者や政党において判断されるべきものであること。

- 6 新型コロナウイルス感染症の今後の動向に応じ、更に通知を行う可能性があることから、各選挙管理委員会においては留意すること。

選挙部管理課管理第二係

電 話：03-5253-5573

F A X：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp